

11月 モニターレポート		担当出張所	枚方出張所
担当区間	淀川中流左岸 鳥飼仁和寺大橋～枚方大橋		
モニター実施日時	令和元年11月25日(月) 7時～ 8時 令和元年11月28日(木) 7時～ 8時		
天 候	曇天		
<p>(見出し)</p> <p>今月は淀川左岸の仁和寺野草地区～枚方地区についてモニターしました。 不法投棄について報告します。</p> <p>朝夕の温度も下がってきたもののまだまだ涼しさが心地よく、過ごしやすい11月。ランニングやサイクリングに勤しむ方も10月同様多くいらっしゃいます。 伸び放題であった雑草も綺麗に刈り取られていました。</p> <div data-bbox="512 978 1011 1632" data-label="Image"> </div> <p>不法投棄されていた自転車に関しては張り紙がなされており、対応して頂いていました。大阪湾より25.0kmあたりです。 施設等の異常、破損、いたずら等は見かけられませんでした。休日には野球チームのみならず、サッカーチーム、ラグビーチームも活動していて、非常に活気のある週末の河川敷でした。週明けもゴミ等なく、使用状況も良かったように思います。</p>			

(意見・感想・処置等)

11月分のレポート有り難うございました。

数多くの沿川の住民の方より苦情を多くいただきました伸び放題であった堤防の雑草の草刈りがモニターしていただいた際には終わってたようですね。

水害を防ぐための堤防としてだけではなく、その景観を保持するため年2回の草刈りを実施しています。

雑草は伸びるのがはやく、草刈りの回数をふやせればよいのですが予算上の制約もあり年2回の草刈りとなっています。

モニターレポートの写真にも写っていますが、堤防の裾に草刈りをした草が一時的に仮置きされています。

現地で乾燥させた後、処分場に持ち出しています。

今年度一回目の草刈りの際には、乾燥中の草が燃える放火と思われる火災が二件発生しました。

幸い大事には至りませんでした。このような行為は絶対にやめていただきたいものです。

枚方出張所の管内では周辺の状況を考慮して一部の地区では草刈りをした草を現地で焼却している箇所もあります。

現地焼却のメリットとしては草刈りのコストがかなり抑えられます、デメリットとしては風向きによりやはり住民の方々より煙に対する苦情が多く寄せられます。

それでは12月のレポートをお待ちしております。